

## 処 分 基 準

B - e - 3 2 の 1  
平成 29 年 3 月 12 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 107 条の 5 第 2 項
処 分 の 概 要：自動車等の運転禁止
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 107 条の 5 第 2 項（自動車等の運転禁止等） 道路交通法施行令第 40 条第 2 項（自動車等の運転禁止の基準）
処 分 基 準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、 別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先：運転免許の取消し又は 90 日以上の免許停止の場合 ・ 警察本部運転免許課行政処分係（聴聞） （電話 052-951-1611 内線 781-243） 90 日未満の免許停止の場合 ・ 警察本部運転免許課行政処分係（執行） （電話 052-951-1611 内線 781-226）
備 考：